

追浜浄化センターほか
運転管理等業務委託
特記仕様書
(追浜浄化センター)

横須賀市上下水道局

(目的)

第 1 条 この特記仕様書は、浄化センター等の委託業務を遂行する上で、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(委託場所及び施設概要)

第 2 条 運転管理等業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第 2 条に定める委託場所は次表のとおりとする。

名称	所在地
追浜浄化センター	横須賀市浦郷町 5 丁目 2931 番地
追浜ポンプ場	横須賀市追浜本町 2 丁目 1 番地 142
深浦ポンプ場	横須賀市浦郷町 5 丁目 2931 番地
鷹取雨水滞水池	横須賀市湘南鷹取 2 丁目 2 番地 湘南鷹取 2 丁目第 3 公園

2 共通仕様書第 2 条に係る浄化センター等の施設概要は、次のとおりである。施設の詳細については別表-1、別表-2-1に示す。

(1) 追浜浄化センター

- 1) 処理区 : 追浜処理区
- 2) 排除方式 : 分流式一部合流式
- 3) 処理方式 : 標準活性汚泥法
- 4) 現有処理水量(能力) : 20,400 m³/日最大(晴天時)
110,600 m³/日最大(雨天時)
- 5) 現在流入水量 : 5,519,042 m³/年 (令和 2 年度実績値)
- 6) 放流先 : 東京湾
- 7) 現有汚水ポンプ能力 : 13 m³/分×2 台(計画 2 台)
35 m³/分×2 台(計画 2 台)
- 8) 流入管 : φ 1,500mm
- 9) 受電電圧・契約電力 : 6.6kV ・ 374kW (令和 3 年 4 月現在)
- 10) 汚泥脱水設備 : 10 m³/時×2 台(計画 2 台)
- 11) 非常用発電設備 : 875kVA 6.6kV ディーゼルエンジン
- 12) 中央監視制御設備 : 集中監視分散制御方式
- 13) 遠方監視制御設備 : TM/TC (NTT 回線)
- 14) 脱臭設備 : 沈砂池 40 m³/分 活性炭吸着
水処理棟 240 m³/分 活性炭吸着
汚泥処理棟 40 m³/分 生物脱臭+活性炭吸着
- 15) 汚水調整池 : 現有設備の No. 3 最初沈殿池及び反応タンクを雨天時調整池として流用(約 4,800 m³)
- 16) 修景施設 : トンボの王国他 (約 16,000m²)

(2) 追浜ポンプ場

- 1) 処理区 : 追浜処理区
- 2) 用途 : 雨水排水及び汚水中継ポンプ場
- 3) 排除方式 : 合流式一部分流式
- 4) 計画汚水量 : 9.42 m³/分 (0.157 m³/秒)
- 5) 現有汚水ポンプ能力 : 22.2 m³/分×3 台(計画 3 台)
- 6) 現有雨水ポンプ能力 : 140 m³/分×1 台
145 m³/分×1 台(計画 2 台)

- 260 m³/分×1台(計画1台)
- 7) 現在汚水送水量 : 3,630,760 m³/年(令和2年度実績値)
- 8) 流入管 : □2,400×2,100mm
- 9) 汚水圧送管 : φ500mm×2条 L=130m
- 10) 雨水放流渠 : □2,200×1,800mm 鷹取川
- 11) 汚水送水先 : 浦郷排水区汚水第2幹線～追浜浄化センター
- 12) 受電電圧・契約電力 : 6.6kV・377kW (令和3年4月現在)
- 13) 非常用発電設備 : 625kVA 6.6kV ディーゼルエンジン
- 14) 遠方監視制御設備 : TM/TC (NTT回線)
- 15) 脱臭設備 : 85 m³/分 活性炭吸着
- (3) 深浦ポンプ場
- 1) 処理区 : 追浜処理区
- 2) 用途 : 汚水中継ポンプ場
- 3) 排除方式 : 分流式
- 4) 計画汚水量 : 1.62 m³/分 (0.027 m³/秒)
- 5) 現有汚水ポンプ能力 : 3.0 m³/分×2台(計画2台)
- 6) 現在汚水送水量 : 318,695 m³/年(令和2年度実績値)
- 7) 流入管 : φ800mm
- 8) 汚水送水先 : 深浦排水区汚水第2幹線～追浜浄化センター
- 9) 受電電圧・契約電力 : 200V・25kW + 100V・30A
- 10) 非常用発電設備 : 40kVA 100/200V ディーゼルエンジン
- 11) 遠方監視制御設備 : TM/TC (NTT回線)
- 12) 脱臭設備 : 40 m³/分 活性炭吸着
- (4) 鷹取雨水滞水池
- 1) 処理区 : 追浜処理区
- 2) 用途 : 雨水滞水池
- 3) 有効容量 : 約1,100 m³
- 4) 現有ポンプ能力 : 1.2 m³/分×2台
- 5) 脱臭設備 : 23 m³/分 活性炭吸着
- 6) 雨水流入量 : 28,175 m³/年(令和2年度実績値)

(有資格者)

第3条 共通仕様書第8条第2項に定める有資格者は、次のとおりである。

- (1) 下水道法第22条第2項で定める有資格者
- (2) 労働安全衛生法で定める下記の有資格者
- 1) 安全管理者
 - 2) 安全衛生推進者
 - 3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - 4) ガス溶接技能講習修了者
 - 5) アーク溶接特別教育修了者
 - 6) クレーン運転技能講習修了者
 - 7) 玉掛技能講習修了者
- (3) 各関係法令で必要な下記の有資格者
- 1) 第3種電気主任技術者
 - 2) 第1種電気工事士
 - 3) 水質関係第1種、第3種公害防止管理者又は環境計量士

ただし、水質試験関係業務を他の業者に委託する場合は、濃度等環境計量証明登録済の事業者であること。

4) 危険物取扱者乙種第4類

(業務計画書の要領)

第4条 共通仕様書第9条の「業務計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 業務計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。
- (2) 業務計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。
 - 1) 「実施方針・体制に関すること」について
 - ア 下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。
 - イ 公共下水道施設が外部環境へ与える負荷とその低減のための施策及び循環型社会の形成に資するための施策について把握できるように記載すること。
 - ウ 事故災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。
 - エ 組織の不正防止や責任体制の確立に取り組むことを表明した文言及び関係法令遵守を徹底するための組織が明確に把握できるように記載すること。
 - 2) 「運転管理業務に関すること」について
 - ア 管理目標放流水質を設定し、流入水を適正に処理するために必要な運転指標、浄化センター等の運転方法、要点(ポイント)、水質分析の内容・頻度・精度の担保の方法、教育訓練等の実施体制及びその他施設の運転に関する重要事項等について記載すること。
なお、前述の事項は各業務計画を把握できるように記載すること。
 - イ 運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制(下請け関係も含む)をその目的と系統及び分担等が明確に把握できるように記載すること。
 - 3) 「設備保全(保守点検・保全管理・施設管理等)・物品管理調達業務に関すること」について
 - ア 施設を安定的に運営していくための設備点検の内容・点検頻度・点検要領、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。
 - イ 施設の運営を行うために必要な薬品、燃料、副資材等の調達方法、調達予定量等を、調達計画が把握できるように記載すること。
 - 4) 「設備補修(突発修繕)業務に関すること」について
 - ア 施設の突発故障発生時の対応策及び即応可能な実施体制が把握できるように記載すること。
 - 5) 「緊急時の対応手順に関すること」について
 - ア 異常流入水及びその他自然災害等の不可抗力時の対応手順を具体的に記載すること。

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書等)

第5条 共通仕様書第10条に定める月間業務計画書、月間業務完了報告書及び業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付するものとする。

- (1) 月間業務計画書の記載事項は、次のとおりとし共通仕様書第 26 条第 1 項に定める業務別に列記すること。
 - 1) 対象業務名称
 - 2) 年月度の記載
 - 3) 事業所名
 - 4) 日毎に計画した事項及び内容
 - 5) その他必要な事項
- (2) 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。
 - 1) 月間業務計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容
 - 2) その他必要な事項
- (3) 業務完了報告書は、業務計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。
 - 1) 業務計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項と実績及び内容
 - 2) その他必要な事項

(貸与品類の台帳)

第 6 条 共通仕様書第 15 条第 3 項に定める貸与品についての台帳には、次の事項を記載することとし、その内容が把握できるよう作成するものとする。

- (1) 整理番号、貸与月日、返却月日
- (2) 貸与品目、数量
- (3) 借用者名、予定期間

(業務内容)

第 7 条 共通仕様書第 18 条に定める業務内容を適用する対象施設は別表－1 とし、主要な設備を別表－2－1 に示す。また、施設の課題については別表－2－2 による。

(調整及び交換)

第 8 条 共通仕様書第 19 条第 1 項に定める調整及び交換の主な対象機器及び報告については、次のとおりとする。

- (1) 主な対象機器及び調整及び消耗品交換等を、別表－4 に示す。
- (2) 調整及び交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を提出すること。
- (3) 調整及び交換については、各機器取扱説明書に基づいて実施すること。

(補修及び塗装)

第 9 条 共通仕様書第 20 条第 2 項に定める塗装とは、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために行う局所的な塗装をいう。

- 2 共通仕様書第 20 条第 2 項に定める補修とは、改築、更新、改良及び修繕以外の各種点検によって発見された異常箇所等について、定常状態に復帰させるために行う調整又は定められた消耗品(特殊技能を伴わないで交換できるもの)の交換を行うことをいう。

なお、改築、更新、改良及び修繕の用語の定義は、下水道施設改築・修繕マニュアル(案)1998、(社)日本下水道協会出版による。

(業務検査)

第 10 条 共通仕様書第 27 条に定める業務検査は、次のとおりとする。

- (1) 当該月及び業務完了検査

- 1) 委託期間の最終月における当該月の検査は、業務完了検査と併せて行うものとする。
- 2) 受託者は業務検査を受けるときは、業務完了時に共通仕様書第 26 条に定める書類を準備しなければならない。
- (2) 前項の検査は、次に記載する方法により行うものとする。
 - 1) 当該月における検査は、共通仕様書第 26 条に基づく月間業務計画と照合・確認を行い、不履行がないこと。
また、同条に基づく書類が完備していることをもって合格とする。
なお、同条に基づく業務書類により確認できないものがある場合は、現場確認を併せて行うものとする。
 - 2) 完了検査は、共通仕様書第 26 条に基づく内容及び書類について照合・確認を行い、同条に基づく書類が完備していることをもって合格とする。
なお、同条に基づく業務書類により確認できないものがある場合は、現場確認を併せて行うものとする。
- (3) 検査に合格したときは、受託者は成果物を局に引き渡すものとする。
- (4) 第 2 号に定める検査方法のうち、局が特に認めた事項については、検査を省略することができるものとする。
- (5) 各業務検査は、受託者の立ち会いのもと行うものとする。

(運転管理業務)

- 第 11 条 共通仕様書第 29 条第 2 項に定める運転管理業務を適用する対象施設は別表－ 1 とし、別表－ 2－ 1 に示す設備等に適用する。
- 2 共通仕様書第 30 条第 2 項に定める巡視・巡回点検は、次の事項を踏まえて定めるものとする。
 - (1) 巡視・巡回点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること。
 - (2) 点検内容は、受託者の経験及び知識により一定の点検要領及び基準を定めて行うこと。
 - (3) 点検結果については、その結果が明瞭に解るよう記号等を定め報告書に記載するものとする。
 - 3 共通仕様書第 29 条第 4 項に定める日常水質試験等の実施については別表－ 3－ 1 ～ 3－ 3 に示すとおりとする。

(保守点検業務)

- 第 12 条 共通仕様書第 34 条第 2 項に定める保守点検業務を適用する対象機器は、別表－ 2－ 1、別表－ 5 に示すとおりとする。
- 2 保守点検の実施は、次のとおりとする。
 - (1) 保守点検は、月間及び業務計画書に基づき計画的に行うこと。
 - (2) 設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定を行うこと。
 - (3) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
 - (4) 専門的な保守点検(別表－ 5)については、専門業者に実施させることを原則とする。
 - (5) 業務用空調機の簡易点検を改正フロン法に沿って行うこと。
 - (6) 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

(施設管理業務)

第 13 条 共通仕様書第35条に定める管理敷地内の建物内外、水槽及びタンク等の清掃・整備は、別表－6に示すとおりとする。

(物品管理調達業務)

第 14 条 共通仕様書第 36 条に定める物品管理調達業務は、次のとおりとする。

- (1) 共通仕様書第 36 条第 2 項に定める調達対象品は、別表－4 及び別表－7 に記載する消耗品、燃料及び薬品等である。
- (2) 受領した納品書等の書類については、写しを監督員に提出すること。
- (3) 物品管理調達業務の実施は、次のとおりである。
 - 1) 物品管理は管理者を設け、保管・取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。
 - 2) 種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に調査を行うこと。
 - 3) 保管期間により品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。
 - 4) 使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。
 - 5) 保管場所及び保管物については、効率的な取扱ができるよう消耗品類の位置を定めるとともに、整理整頓に心がけ、特に重量物の保管には注意し事故防止に心がけること。

(経費の負担)

第 15 条 共通仕様書第 38 条に定める受託者が負担すべき経費は、共通仕様書第 18 条各号に係る経費のほか次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機、シュレッダー、カメラ等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) 電気ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、食器類、扇風機及び洗濯機等の生活用品
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器
- (5) 保守点検・修理に係る点検整備工具及び電動工具、測定機器、懐中電灯等の工具・器具
- (6) 掃除機、刈払機、モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具
- (7) 電話・FAX の設置工事費及び維持費
ただし、専用回線使用に係る通信費は除く。
- (8) 突発的な設備補修業務に係る費用は、1 件につき 200 万円（税抜）を上限とし、浄化センター等で総額 2,000 万円以内（税抜）とする。
- (9) 物品管理調達に係る費用で別表－4 に定める消耗品類
- (10) 別表－7 に示す浄化センター等で使用する燃料及び薬品等

別表— 1
対象施設一覧表

施設	施設名	建物名
汚水処理施設	追浜浄化センター	管理本館、水処理棟
汚泥処理施設	追浜浄化センター	汚泥処理棟、汚泥焼却炉棟
ポンプ場	追浜ポンプ場 深浦ポンプ場	追浜ポンプ場 深浦ポンプ場
雨水滞水施設	鷹取雨水滞水池	鷹取雨水滞水池

別表— 2 — 1
主要設備・機器概要一覧表

施設	設備名称	現在	装置及び機器名	現在
追浜浄化センター	沈砂池設備	2 池	細目自動除じん機	2 基
			集砂水ポンプ	2 台
			揚砂ポンプ	2 台
			しさを搬出機	2 台
			しさを洗浄機	1 基
			しさを移送ポンプ	2 台
			しさを分離機	1 基
			しさを脱水機	1 基
			しさを分離機	1 基
			しさを・沈砂ホッパ	各 1 基
	汚水ポンプ設備	4 台	φ 350 mm 汚水ポンプ	2 台
			φ 500 mm 汚水ポンプ	2 台
	水処理設備	2 池	初沈汚泥かき寄せ機	2 基
			反応タンク攪拌機	4 基
		3 池	散気装置	38 組
			終沈汚泥かき寄せ機	3 基
	送風機設備	2 台	φ 150 mm 処理水ポンプ	2 台
			78m ³ /分送風機	2 台
			湿式エアフィルタ	2 台
	用水設備	2 槽	乾式エアフィルタ	2 台
			砂ろ過装置	2 槽
			φ 50 mm 原水ポンプ	2 台
			φ 65 mm 原水ポンプ	2 台
	消毒設備	1 池	紫外線滅菌装置	1 基
	汚泥処理設備	1 式	次亜塩素酸ソーダ注入装置	3 基
			汚泥濃縮タンク	1 槽
			汚泥貯留タンク	2 槽
ベルト型ろ過濃縮機			2 基	
汚泥焼却炉	1 台	スクリーブプレス脱水機	2 基	
		流動床式焼却炉 (休止中)	1 基	
電気計装設備	1 式	高低圧配電盤、計装機器等	1 式	
非常用発電設備	1 台	875kVA ディーゼル発電機	1 台	
		5,000ℓ 地下重油タンク	1 基	

追浜ポンプ場	沈砂池設備	4池 汚水：2池 雨水：2池	細目自動除じん機	4基
			集砂水ポンプ	2基
			汚水揚砂ポンプ	2基
			雨水揚砂ポンプ	2基
			しさを搬出機	1基
			しさを洗浄機	1基
			しさを移送ポンプ	2基
			しさを分離機	1基
			しさを脱水機	1基
			沈砂分離機	1基
			しさを沈砂ホッパ	各1基
	汚水ポンプ設備	3台	φ350mm汚水ポンプ	3台
	雨水ポンプ設備	3台	φ1,000mm雨水ポンプ	2台
φ1,350mm雨水ポンプ			1台	
電気計装設備	1式	高低圧配電盤、計装機器等	1式	
非常用発電設備	1台	625kVAディーゼル発電機	1台	
		5,000ℓ地下重油タンク	1基	
深浦ポンプ場	汚水ポンプ設備	2台	φ150mm汚水ポンプ	2台
			破砕機（スクリーン付）	1台
	電気計装設備	1式	低圧配電盤、計装機器等	1式
非常用発電設備	1台	40kVAディーゼル発電機		1台
鷹取雨水滞水池	排水設備	2台	φ100mm排水ポンプ	2台
	電気計装設備	1式	低圧配電盤、計装機器等	1式

別表-2-2

追浜浄化センター等の管理上の「その他課題」について下記を参考にすること。

<p>1 施設見学等の対応について</p> <p>(1) 見学等の申込みを受けた場合は、局に連絡し可否の指示を受けること。</p> <p>(2) いわゆる市民対象のものは、受託者において案内・説明等の対応をする。（市民、町内会、学校、企業等を云う。）また、実績（対象者・代表者・目的・日時・人数等）の記録を提出すること。</p> <p>(3) (2) 以外のもの（公共団体、議会等いわゆる公的なもの。）は局が対応する。</p> <p>(4) 受託者において対応するものの市民等に対する安全責任は、受託者が負うものとする。</p>
<p>2 施設（会議室、駐車場、撮影ロケ等）利用について</p> <p>(1) 外部者から利用申込みのあった場合は、遅滞なく局に連絡すること。局において、許可等の一切を行う。</p> <p>(2) 受託者は、局の許可条件等に従って、個別に対応すること。</p> <p>(3) 市民を対象とした開放施設は局と連携して対応を図ること。</p>
<p>3 異常流入水の対策について</p> <p>(1) 局が作成した「異常流入水対策マニュアル」により、局と連携して対応を図ること。</p>
<p>4 最終沈殿池の越流トラフの清掃について</p>

(1) 越流トラフに付着する藻類の清掃は、1回/1月としている。藻類の発生が多い時期には適宜、清掃回数を増やすこと。
5 再生水の他所（民間発電施設）への供給について (1) 再生水の供給に影響を及ぼす事態が生じた場合は、速やかに局職員に通知すること。
6 苦情等への対応について (1) 市民など外部者からのものは、その内容について遅滞なく局に連絡すること。
7 工事等の立会いについて (1) 局発注による工事等に必要な機器の調整、立会いに関して、局職員と調整を図り連携すること。
8 雨天時放流水による汚濁負荷量調査について (1) 局職員と調整を図り、連携すること。
9 設備の更新について (1) 工事によって、設備が更新された時は、局職員と調整し、適切な保守を行うこと。
10 鷹取雨水滞水池のボール返却について (1) 受託者は、局からボール返却の連絡を受けた場合、速やかに対応すること。 参考：想定ボール返却回数 年間6回
11 エネルギー管理について (1) 施設の運転管理を行うに当たり、省エネに努めること。 参考：本特記仕様書施設内想定電力使用量 2,650,000kWh

別表—3—1

日常水質・活性汚泥試験一覧表

	水温	透視度	pH	塩化物イオン	SV
流入水	○	○	○	○	—
最初沈殿池流出水	○	○	○	—	—
第1池最終沈殿池流出水	○	○	○	—	—
第3池最終沈殿池流出水	○	○	○	—	—
第1池活性汚泥	○	—	—	—	○
第2池活性汚泥	○	—	—	—	○
第1池返送汚泥	—	—	—	—	○
第2池返送汚泥	—	—	—	—	○

※分析方法は下水試験法による。

別表—3—2

週例汚泥試験一覧表

	pH	SS	VSS	TS	VTS	含水率
生汚泥(最初沈殿池汚泥)	○	○	○	—	—	—
重力(生)濃縮汚泥	○	○	○	—	—	—
ベルト型ろ過(余剰)濃縮汚泥	—	—	—	○	○	—

	pH	SS	VSS	TS	VTS	含水率
脱水供給汚泥	○	○	○	—	—	—
脱水汚泥	—	—	—	—	○	○
重力濃縮分離液	○	○	—	—	—	—
ベルト型ろ過濃縮分離液	—	○	—	—	—	—
脱水分離液	○	○	—	—	—	—

※分析方法は下水試験法による。

別表—3—3

局の行う雨天時放流水による汚濁負荷量調査に際し、以下に従い採水を行う。

採水試料	採水箇所	採水間隔
追浜浄化センター放流水	塩素接触タンク	追浜浄化センター汚水調整池流入開始後0分、30分、60分、以後60分ごと、または簡易処理開始後0分、30分、60分、以後60分ごと
追浜浄化センター汚水調整池流入水	最初沈殿池流入渠	流入開始後0分、30分、60分、以後60分ごと
追浜ポンプ場雨水排除水	雨水ポンプ出口渠	ポンプ運転開始時ごと、かつ運転継続の場合60分ごと

※採水容器は局が支給する。

※調査の実施や開始及び終了は、局の指示による。

※調査については、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（平成16年4月）（国土交通省）」を参照のこと。

別表—4

調整及び部品、消耗品交換一覧表

設備区分	機器名称	補修・修理・交換内容
沈砂池設備	揚砂ポンプ・搬出機等	オイル交換、グリスアップ
汚水ポンプ設備	φ150, 350, 500mm汚水ポンプ	オイル交換、グリスアップ
雨水ポンプ設備	φ1000, 1350mm雨水ポンプ	オイル交換、グリスアップ
	ディーゼル機関	オイル交換、グリスアップ
水処理設備	初沈、終沈汚泥かき寄せ機	オイル交換、グリスアップ
	汚泥・処理水ポンプ類	Vベルト・オイル交換、グリスアップ
送風機設備	送風機	オイル交換、グリスアップ
	電油操作機	オイル交換
	乾式フィルタ	フィルタ交換
	湿式フィルタ	フィルタ交換
消毒設備	次亜塩素酸ソーダ注入設備	パッキン類交換
用水設備	原水ポンプ	グラウンドパッキン交換、グリスアップ
汚泥処理設備	スクリュープレス脱水機	オイル交換、グリスアップ
	ベルト型ろ過濃縮機	オイル交換、グリスアップ
非常用発電設備	ディーゼル発電機	オイル交換
脱臭設備	脱臭機	Vベルト・オイル・活性炭類交換、グリスアップ(臭気測定を含む。)
建築付帯設備	換気ファン類	Vベルト交換、グリスアップ
	消火栓ポンプ	オイル交換、グリスアップ

別表—5

専門的な保守点検業務一覧表

設備	設備、装置等	点検内容
電気設備	中央監視・遠方監視設備	別添参考資料-01-1による。
	遮断器等高圧設備	別添参考資料-02-1による。
	水処理計装設備	別添参考資料-03-1による。
	汚泥処理計装設備	別添参考資料-03-1による。
	直流電源・無停電電源装置	別添参考資料-04による。
	気象観測装置	別添参考資料-05による。
	水質計器	別添参考資料-06による。
	全窒素・全りん測定装置	別添参考資料-07による。
機械設備	生物脱臭設備	別添参考資料-09による。
	活性炭等交換	別添参考資料-10による。
	空調機	別添参考資料-11による。
	地下重油タンク	別添参考資料-12による。
	消防用設備	別添参考資料-13-1、-13-2による。
その他	脱水汚泥搬出	別添参考資料-16による。
	消臭剤調達業務	別添参考資料-17による。
	高分子凝集剤調達業務	別添参考資料-18による。

別表—6

清掃等一覧表

対象箇所	清掃等内容
建物内部	別添参考資料-21による。
建物外部	別添参考資料-22による。

別表—7

燃料・薬品等使用一覧表

区分	名称	使用予定量	備考
燃料等	重油	1,600 ℓ	タンク清掃点検時に処分する量は点検費用に含む。
	都市ガス	400 m ³	水質試験使用量含む。
	水道	4,300 m ³	浄化センター等全施設
薬品等	次亜塩素酸ソーダ	65,000 kg	有効塩素濃度 12%以上
	高分子凝集剤	5,500 kg	別添参考資料-18による。
	消臭剤	16,000 kg	別添参考資料-17による。
	活性炭	14,785 kg	処理場 12,375kg ポンプ場 2,410kg 別添参考資料-10による。
	ポリ塩化アルミニウム(PAC)	75,000 kg	ローリー納入、適宜納入、含有量(10%以上)